

ヘアキュア及びミニキュア等の販売に関する覚書

対象商品：ヘアキュア、ミニキュア、ICR 化粧品等の株式会社リー・プロ商品の販売に
関して下記の事項を守り販売させていただくことといたします。

◆（以下「対象商品」）の取り扱いについて

対象商品：ヘアキュア、ミニキュア、ICR コスメシリーズ等の株式会社リー・プロ商品

- ① インターネットによる販売（メルカリ、ラクマ等を含む）に関しては行わない。
クローズマーケットでの販売を希望される場合には代理店を通じて申請をし、許可を得た後に販売することとする。
- ② 対象商品が上記のような流通が発覚、即時の改善が見込めない場合、対象商品の物流が停止される場合がある。不正な販売を製造元が買上げした場合には、金額のすべてを請求することができる。その際には、対象商品は返却いたしません。

上記、覚書を甲乙が1通を保管し遵守することとする。

製造販売元 北海道札幌市中央区北1条西3丁目3-33
株式会社リー・プロ
代表取締役 小山 直文 印

サロン様

印

【販売代理店】